

**建設業許可・経営事項審査**  
**電子申請の手引き**

**令和5年1月以降**  
**【電子申請用】**

**広島県建設産業課**  
**令和4年12月**

## 「建設業許可・経営事項審査電子申請の手引き」について

この手引は、建設業法に基づく建設業許可申請、変更届、及び経営事項審査請求等の広島県知事への電子申請の説明を記載しています。

許可要件や、確認資料については、書面申請と同様ですので、「建設業許可申請の手引き(令和5年1月以降)【書面申請用】」、又は「経営事項審査の手引き(令和5年1月以降申請用)」を併せて、ご確認いただき、電子申請を行ってください。

建設業許可は、許可の区分により国土交通大臣による許可と都道府県知事による許可に分かれています。許可・経審の申請方法や手順は、それぞれの許可権者によって異なる場合がありますので、広島県知事許可以外の建設業許可については、当該許可権者の担当窓口へお問い合わせください。

### 【建設業許可・経営事項審査 電子申請システム (JCIP) 【申請者】】

- <https://prod.jcip.mlit.go.jp/T0/T000001> (令和5年1月10日運用開始)

### 【書面申請用手引き】

- 建設業許可申請の手引き(令和5年1月以降)【書面申請用】  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/446324.pdf>
- 経営事項審査の手引き(令和5年1月以降申請用)  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/447048.pdf>

### 【建設業許可・経営事項審査 電子申請システム (JCIP) マニュアル 【申請者】】

- 国土交通省 [建設業許可・経営事項審査電子申請システム](#)

### 【申請者向けシステム説明動画】

申請者に向けて、説明動画が国土交通省より公開されております。

- 建設業許可・経営事項審査電子申請システム
  - 【基本編】 <https://youtu.be/K9hfkcJ0uoc>
  - 【操作編】 <https://youtu.be/oRipaKjtC7M>
  - 【代理申請編】 <https://youtu.be/vuT4T6HTTes>

### 【電子申請システムの利用】

電子申請システムを利用するためには、デジタル庁が所管するGビズIDの取得が必要です。

詳細は、デジタル庁及びGビズIDのWebサイトをご確認ください。

- GビズID概要(デジタル庁)  
<https://www.digital.go.jp/policies/gbizid/>
- gBizIDトップ<デジタル庁>  
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

# 目 次

	ページ
1 電子申請の概要	1
(1) 電子申請ができる手続	1
(2) 電子申請ができない手続	1
(3) 電子申請の開始時期	1
2 要件・確認資料等	2
(1) 建設業許可	2
(2) 経営事項審査	2
3 電子申請の流れ	2
(1) 建設業許可申請手続き	2
(2) 経営事項審査手続き	2
4 申請手数料	3
(1) 建設業許可	3
(2) 経営事項審査	3
(3) 電子申請による手数料の納付方法	4
5 申請の取り下げ	4
6 電子閲覧	4
(1) 建設業許可	4
(2) 経営事項審査	4
7 厳正な審査の実施	4
8 申請内容、確認書類などに関するお問い合わせ先	4
9 電子申請システムの入力などのお問い合わせ先	5

## 1 電子申請の概要

「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」は、現行の書面による申請と併用して行うもので、書面、又は電子のどちらかで申請が行えます。

電子申請は、申請ができる手続、できない手続がありますので、ご確認ください。

### (1) 電子申請ができる手続

- ① 建設業許可申請(新規, 許可換え新規, 般・特新規, 業種追加, 更新)
- ② 変更届(事業年度終了届出書含む。)
- ③ 廃業届
- ④ 経営事項審査申請(毎月1日から10日まで(1月, 5月は1~13日))

### (2) 電子申請ができない手続

#### ① 建設業許可

ア 建設業認可申請(事業承継(譲渡及び譲受, 合併, 分割, 相続))

イ 更新申請する許可の有効期間満了日から**30日未満の申請**(有効期間の30日前までに申請ができなかった場合は, 申請窓口にご相談ください。)

ウ 業種追加+更新, 般・特新規+更新, 般・特新規+業種追加+更新は, 更新申請する許可のうち最も古い許可の有効期間満了日から**45日未満の申請**(有効期間の45日前までに申請ができなかった場合は, 業種追加等と更新を個別に申請してください。)

エ 広島県知事許可に係る**建設業許可証明**

※ ①に該当する許可申請等は書面により, 申請してください。なお, 電子申請された場合は, 取り下げを行っていただきます。

#### ② 経営事項審査

ア 受付期間(毎月1日から10日まで(1月, 5月は1~13日))以外の申請

イ 特殊な事例(事業承継(譲渡及び譲受, 合併, 分割, 相続))の申請

ウ 申請に基づいて受領した結果通知の内容が**申請内容と一致していない場合**

エ 申請内容が**明らかに客観的事実に反していた場合**(「客観的事実」とは申請者の判断によるものでない場合であり, 申請時点で選択可能なもの(対象建設業, 完成工事高業種間積み上げ等)は該当しない。)

※ ②アに該当する経審申請は受付期間内に電子, 又は書面による申請, その他は, 事前に窓口にご相談いただき, 書面により申請してください。なお, 電子申請された場合は, 取り下げを行っていただきます。

### (3) 電子申請の開始時期

電子申請は**令和5年1月10日(火曜日)**から開始します。

電子申請システムのメンテナンス等を行っている以外は, 申請等が行えます。

## 2 要件・確認資料等

### (1) 建設業許可

電子申請についても、経營業務の管理責任者や、専任技術者等の許可要件は、**書面申請と変更ありませんので**、[「建設業許可申請の手引き\(令和5年1月以降\)【書面申請用】」](#)をご確認ください。

確認資料は、書面申請用と同様のものをPDF化して、添付してください。

なお、確認資料が大量など、PDF化が難しい場合は、確認書類を管轄建設事務所に、申請日から5日以内に送付してください。(送付が遅くなると、許可等が遅れる場合があります。)

### (2) 経営事項審査

電子申請についても、書面申請と**入力項目の変更はありませんので**、[「経営事項審査の手引き\(令和5年1月以降申請用\)」](#)をご確認ください。

確認資料は、書面申請用と同様のものをPDF化して、添付してください。

なお、確認資料が大量など、PDF化が難しい場合は、確認書類を管轄建設事務所に、申請日から5日以内に送付してください。(送付が遅くなると、結果通知が遅れる場合があります。)

## 3 申請の流れ

### (1) 建設業許可申請手続き

- ① 申請システムの入力、確認書類の添付(申請者)
- ② 許可申請(申請者→広島県)
- ③ 申請書類の受付、手数料納入通知書発行(広島県)
- ④ 許可申請手数料の納付(申請者)
- ⑤ 手数料の納付確認後、申請書類の審査(広島県)
- ⑥ 申請書類の不備等による補正指導(広島県→申請者)
- ⑦ 許可・許可通知書の送付(書面又は電子証明書)

※ 申請の受付(申請日)から許可までの標準的な処理期間は、書類申請と同様の概ね**45日間**です。ただし、申請内容の不備や補正等に要する期間は含まれません。

### (2) 経営事項審査手続き

- ① 経営状況分析の申請・結果(申請者⇔登録経営状況分析機関)
- ② 申請システムの入力、確認書類の添付(申請者)
- ③ 審査申請(申請者→広島県)
- ④ 申請書類の形式審査、受付、手数料納入通知書発行(広島県)
- ⑤ 審査申請手数料の納付(申請者)
- ⑥ 手数料の納付確認後、申請書類の審査(広島県)

(⑦ 申請書類の不備等による補正指導(広島県→申請者))

(⑧ 経営規模等評価等結果通知書の送付(書面又は電子証明書))

※ 申請の受付(申請日)から結果の通知までの標準的な処理期間は、書類申請と同様の概ね2か月(受付月の翌月下旬)です。ただし、申請内容の不備や補正等に要する期間は含まれません。

#### 4 申請手数料(書面申請と同額)

##### (1) 建設業許可(般：一般建設業，特：特定建設業)

申 請 区 分		手 数 料	
1	新 規	般のみ，特のみ	9万円
		般+特	18万円
2	許可換新規	般のみ，特のみ	9万円
		般+特	18万円
3	般・特新規	般のみ，特のみ	9万円
4	業種追加	般のみ，特のみ	5万円
		般+特	10万円
5	更 新	般のみ，特のみ	5万円
		般+特	10万円
6	般・特新規 +業種追加	特の新規+般の追加	14万円
		般の新規+特の追加	14万円
7	般・特新規 +更 新	特の新規+般の更新	14万円
		般の新規+特の更新	14万円
8	業種追加 +更 新	般の追加+般の更新	10万円
		般の追加+特の更新	10万円
		特の追加+般の更新	10万円
		特の追加+特の更新	10万円
		般の追加+般の更新+特の更新	15万円
		特の追加+般の更新+特の更新	15万円
		般の追加+特の追加+般の更新+特の更新	20万円
9	般・特新規 +業種追加 +更 新	特の新規+般の追加+般の更新	19万円
		般の新規+特の追加+特の更新	19万円

## (2) 経営事項審査

業種数	手数料	内 訳		業種数	手数料	内 訳	
		経営規模等評価	総合評定値			経営規模等評価	総合評定値
1	11,000	10,400	600	16	48,500	44,900	3,600
2	13,500	12,700	800	17	51,000	47,200	3,800
3	16,000	15,000	1,000	18	53,500	49,500	4,000
4	18,500	17,300	1,200	19	56,000	51,800	4,200
5	21,000	19,600	1,400	20	58,500	54,100	4,400
6	23,500	21,900	1,600	21	61,000	56,400	4,600
7	26,000	24,200	1,800	22	63,500	58,700	4,800
8	28,500	26,500	2,000	23	66,000	61,000	5,000
9	31,000	28,800	2,200	24	68,500	63,300	5,200
10	33,500	31,100	2,400	25	71,000	65,600	5,400
11	36,000	33,400	2,600	26	73,500	67,900	5,600
12	38,500	35,700	2,800	27	76,000	70,200	5,800
13	41,000	38,000	3,000	28	78,500	72,500	6,000
14	43,500	40,300	3,200	29	81,000	74,800	6,200
15	46,000	42,600	3,400				

## (3) 電子申請による手数料の納付方法

- ① 申請の形式審査・受付後に手数料の納付のために納付書を送付いたします。  
※ 納入期限は、受付後、閉庁日を除いて10日後になります。
- ② 納付書により、納期限までに金融機関で手数料を納付してください。
- ③ 金融機関の領収印が押印された払込証明書を、管轄建設事務所に送付してください。(なお、納付確認後に、許可・経審の審査を行いますので、補正整備に時間を要した場合、経営事項審査は、翌月の処理になる場合があります。)
- ④ システム受付後に建設事務所窓口で現金による支払いを行うこともできます。  
窓口で、支払われる場合は納付書を持参してください。

## 5 申請の取り下げ

電子申請した後に、申請者の都合により申請の取り下げをしようとする場合は、電子申請システムにより取り下げを行ってください。この場合は、納付後の手数料は還付できません。

## 6 電子閲覧

### (1) 建設業許可

令和5年4月以降に開始予定

## (2) 経営事項審査

申請者への結果通知後、約30日が経過した日から閲覧することができます。

(一財)建設業情報管理センター <http://www.ciic.or.jp/>

## 7 厳正な審査の実施

建設業許可申請、経営規模等評価申請書に虚偽の入力をして電子申請した場合も、建設業法に基づく処分の対象になります。また、広島県が必要と認めて報告や資料の提出を求めた場合に、その拒否や虚偽の申告をした場合も同様に処分の対象になります。

## 8 申請内容、確認書類などに関するお問い合わせ先

主たる営業所を所管する建設事務所へお問い合わせください。

事務所(担当課)	所在地	電話番号	所管地域
西部建設事務所 (建設業課)	〒732-0816 広島市南区比治山本町 16-12	(082) 250-8161	広島市, 大竹市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 安芸郡, 山県郡
西部建設事務所 呉支所(管理課)	〒737-0811 呉市西中央一丁目 3-25	(0823) 22-5400	呉市
西部建設事務所 東広島支所(管理課)	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	(082) 422-6911	竹原市, 東広島市, 豊田郡
東部建設事務所 (管理課)	〒720-8511 福山市三吉町一丁目 1-1	(084) 921-1311	三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅郡, 神石郡
北部建設事務所 (管理課)	〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1	(0824) 63-5181	三次市, 庄原市

## 9 電子申請システムの入力などのお問い合わせ先

入力方法などシステムに関しては、ヘルプデスクへお問い合わせください。

建設業許可・経営事項審査電子申請システムヘルプデスク

電話 : 0570-033-730 (ナビダイヤル)

